

2019年度 税制改正大綱

2018年12月14日に2019年度与党税制改正大綱が公表されました。

10月に予定されている消費税10%への引き上げに伴う景気対策を図る内容が盛り込まれています。

そこで、今回は公表された大綱のうち、注目すべき項目のいくつかを簡単に紹介したいと思います。

個人所得課税関係

住宅ローン控除

現在の住宅ローン控除はマイホームを購入した時に年末の借入残高(4,000万円が上限)の1%相当する額が、10年にわたって所得税などから控除される制度です。最大で1年あたり40万円10年で合計400万円が税額控除されます。

長期優良住宅でなどの認定住宅は借入残高(最大5,000万円)1%が減税されます。

消費税が引き上げられる10月から2020年末までの間に住宅を購入した人を対象に、控除期間が3年間延長され13年間となります。(表1)

このほかに住宅購入については、住宅ローン控除だけでなく、一定の条件を満たす購入者に一時金を渡す「**住まい給付金**」の拡充も決定しています。

【表1】住宅ローン減税の延長の仕組み

現状	住宅ローン年末残高の1%を10年にわたり控除 (最大500万円)
延長後	10年間は現状と変わらず 11年目以降13年目までは次のどちらか少ない方を減税 ①建物価格の2%を3等分した額 ②10年目までの仕組みと同じ方法で計算した額

ふるさと納税制度の見直し

都道府県や市区町村への寄附に対する返礼品について、寄附金の3割以下となる地場産品に限定され、この基準を満たしている地方自治体に、総務省がお墨付きを与える、「認可制」となります。

総務省は新しい制度で特例控除の対象となる自治体を指定し、告示します。

返礼品は金額が寄附金の3割以下となる地場産品で、この**基準を満たさない自治体に寄付した場合特例控除**は受けられなくなります。

法人課税関係

⑤ 設備投資特例を延長

中小企業の設備投資を促す税優遇措置が2年間延長されます。
資本金1億円以下の中小企業を対象に、年800万円までの所得に適用される法人税率を19%から15%に引き下げる特例や、設備投資の費用の一部を法人税から控除できる期限を、それぞれ2020年末まで2年間延長されることになります。

資産課税関係

⑤ 小規模宅地等特例

小規模宅地の特例について、相続税の計算の基礎となる「特定事業用宅地等」の範囲が変更されました。これは400㎡までの特定事業用宅地等(事業に利用していた建物等の敷地)を80%評価減できる特例ですが、相続開始前3年以内に事業に利用した宅地などが対象外となりました。ただしその宅地で事業に利用されている減価償却資産の価値が宅地の価額の15%以上である場合は適用が認められます。

⑤ 空き家の相続特例

祖父母や親から相続した空き家を売却した際、最大3千万円を譲渡所得から差し引き、税負担を軽減する特例措置が20年以降継続されます。また特例を受けるためには「相続の直前まで親が居住」していたことが要件となっていました。相続直前に被相続人は老人ホームなどに入居している場合が多く、使い勝手が悪かったことから、要件が緩和されました。見直しでは、相続直前まで自宅に住まずに老人ホームに入っていたケースでも被相続人がある程度使用していれば優遇措置が受けれるようになります。